

山陽小野田市特別職報酬等審議会規則

平成17年3月22日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づく山陽小野田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織運営その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給与の額並びに非常勤職員（山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年山陽小野田市条例第44号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる非常勤職員をいう。）の報酬の額（以下「議員報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は、山陽小野田市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(説明等の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成17年8月1日規則第214号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第20号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成20年10月7日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月19日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。